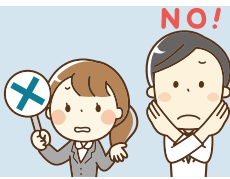


教えて！労働委員会 不当労働行為の審査 って何？



◆不当労働行為とはこんな制度です

日本国憲法では、「労働者が団結する権利・団体交渉をする権利・団体行動をする権利」が保障されています。その実効性を確保するため、使用者が労働組合又は労働者の権利を侵害する次のような行為は、労働組合法により、「不当労働行為」として禁止されています。

号別	種別	不当労働行為として禁止されている使用者の行為 (労働組合法第7条)
1号	不利益取り扱い	①労働組合の組合員であること ②労働組合に加入しようとしたこと ③労働組合を結成しようとしたこと ④労働組合の正当な行為をしたこと を理由に労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。 
	黄犬契約	①労働組合に加入しないこと ②労働組合から脱退すること を労働者の雇用条件とすること。
2号	団体交渉拒否	雇用する労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由がなく拒むこと。 ※使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないことも、これに含まれます。
3号	支配介入	①労働組合を結成すること ②労働組合を運営すること について、支配したり介入すること。
	経費援助	労働組合の運営に要する経費を援助すること。
4号	報復的不利益 取り扱い	①労働委員会に対し不当労働行為救済の申立てをしたこと ②不当労働行為の命令について再審査の申立てをしたこと ③不当労働行為の調査、審問や労働争議の調整をする場合に証拠を提出したり、発言したことを理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。

◆不当労働行為の審査手続きはこんな流れで行います

使用者による不当労働行為があった場合、労働組合や労働者は、労働委員会に対して、救済の申立てを行うことができます。

労働委員会は、この申立てを受けて、不当労働行為事件として審査（調査・審問）を行います。

